

○旭川市食育推進会議条例

平成 18 年 3 月 24 日 条例第 21 号

旭川市食育推進会議条例

(設置)

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、旭川市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 旭川市食育推進計画を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する基本的事項を調査審議すること。

(組織等)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 教育関係者
  - (3) 児童福祉関係者
  - (4) 消費者団体関係者
  - (5) 農業関係者
  - (6) 食品産業関係者
  - (7) 保健医療衛生関係者
  - (8) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じたもの
  - (9) その他市長が適当と認めた者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、健康保健部において処理する。

条沿革

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7年2月21日条例第6号）  
この条例は、令和7年4月1日から施行する。